

新型コロナウイルス感染症に対する商品改定について

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さまおよび関係者の皆さまに心からお見舞い申し上げます。

当社では、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、特定感染症を補償する各種商品について、新型コロナウイルス感染症を補償の対象とする商品改定を実施しますので、お知らせいたします。

2020年6月19日 セコム損害保険株式会社

記

1. 商品改定の背景

特定感染症を補償する当社商品では、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」における「一類感染症」「二類感染症」「三類感染症」を補償の対象としていますが、現時点で同法における「指定感染症」の位置付けである新型コロナウイルス感染症については、補償の対象外となっておりました。

このたび、新型コロナウイルス感染症が一類感染症または二類感染症と同程度の措置が講じられており、将来的に一類感染症または二類感染症として指定される見通しであることから、特定感染症を補償する各種商品について、新型コロナウイルス感染症を遡及して補償の対象とする商品改定を行うこととしました。

2. 商品改定の内容

(1) 個人向け商品の改定内容

感染症による傷害を補償する商品について、以下のとおり商品改定を行います。

商品	改定内容
各種傷害保険の「特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約」	現在補償対象としている一類感染症、二類感染症および三類感染症に加え、新型コロナウイルス感染症を補償対象とします。

(2) 企業向け商品の改定内容

感染症を原因とする休業損失・利益損失を補償する商品について、以下のとおり商品改定を行います。

商品	改定内容
普通火災保険、店舗総合保険の「休業損失補償特約」	現在補償対象としている一類感染症、二類感染症および三類感染症に加え、新型コロナウイルス感染症を補償対象とします。新型コロナウイルス感染症の発生等による休業損失等を補償します。 (注) 施設での感染等を伴わない、政府・自治体等の要請に基づく自主休業等は補償対象外です。
企業費用・利益総合保険の「食中毒感染症利益補償特約」	
生産物賠償責任保険、旅館賠償責任保険、セコム安心総合賠償責任保険（店舗特別約款付帯の賠償責任保険）の「食中毒・感染症利益補償特約」	
フランチャイズ・チェーン総合保険における普通保険約款の「休業損失補償条項」	

※新型コロナウイルス感染症の発生等による休業については、今後お引き受けするご契約から、緊急対応費用として定額（20万円）で保険金をお支払いする内容への改定を別途実施します。それまでの期間、上表の対象特約・対象条項については、新規のお引き受けを停止させていただいております。

(3) 改定の対象契約

上記(1)(2)の商品改定は、新型コロナウイルス感染症が「指定感染症」に指定された2020年2月1日に遡って適用します。具体的には、以下の契約が対象となります。

- 2020年2月1日が保険期間に含まれる契約

- 2020年2月1日以降保険始期契約

- ※1 上記(1)の感染症による傷害を補償する商品については、新規に保険加入後(補償開始後)10日以内に発病した場合は補償対象外です。(本取扱いの改定はありません。)

- ※2 上記(2)の新型コロナウイルス感染症の発生等による休業について緊急対応費用として定額(20万円)で保険金をお支払いする内容への改定については、改定日は未定です。

(4) 保険料

今回の商品改定に伴う追加保険料はありません。

(5) 補償対象化に伴って新設する特約(本改定の対象契約に自動セットします。)

① 個人向け商品(各種傷害保険)

新型コロナウイルス感染症追加補償特約

当社は、この特約により、付帯されている特約の用語の定義に規定する「特定感染症」に新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条により指定された新型コロナウイルス感染症を追加し、付帯されている特約の規定を適用します。

② 企業向け商品

a. 普通火災保険、店舗総合保険

新型コロナウイルス感染症追加補償特約

当社は、この特約により、休業損失補償特約第2条(保険金を支払う場合)(3)に規定する「感染症」に新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条により指定された新型コロナウイルス感染症をいいます。)を追加し、同特約の規定を適用します。

b. 企業費用・利益総合保険

新型コロナウイルス感染症追加補償特約

当社は、この特約により、食中毒・感染症利益補償特約第1条(保険金を支払う場合)②に規定する「感染症」に新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条により指定された新型コロナウイルス感染症をいいます。)を追加し、同特約の規定を適用します。

c. 各種賠償責任保険

新型コロナウイルス感染症追加補償特約

当社は、この特約により、食中毒・感染症利益補償特約第2条(保険金を支払う場合)に規定する「特定感染症」に新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条により指定された新型コロナウイルス感染症をいいます。)を追加し、同特約の規定を適用します。

c. フランチャイズ・チェーン総合保険における普通保険約款の「休業損失補償条項」

新型コロナウイルス感染症追加補償特約

当社は、この特約により、フランチャイズ・チェーン総合保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第2章休業損失補償条項第1条(用語の定義)に規定する「感染症」に新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条により指定された新型コロナウイルス感染症をいいます。)を追加し、同補償条項および普通約款第4章基本条項の規定を適用します。

以上